

リース事業協会 50 年史 IV

— 2000 年代 リース会計・税制変更 —

公益社団法人リース事業協会

はじめに

本誌 6 月号から 10 月号にわたり、リース事業協会（以下「当協会」といいます。）が設立されてから今日に至るまでの歴史を 10 年ごとに説明していますが、9 月号では 2000 年代について説明します（図表 1 参照）。

図表 1 リース事業協会 50 年史（月刊リース掲載予定）

掲載号	掲載内容
2021 年 5 月号	リース事業協会 50 年史概要
2021 年 6 月号	リース事業協会 50 年史 I - 1970 年代 リースの基盤整備 -
2021 年 7 月号	リース事業協会 50 年史 II - 1980 年代 リースの急成長 -
2021 年 8 月号	リース事業協会 50 年史 III - 1990 年代 規制緩和の進展 -
2021 年 9 月号 (本号)	リース事業協会 50 年史 IV - 2000 年代 リース会計・税制変更 - 1. 時代背景 2. リース取引の状況 3. リース会計・税制変更 4. 2000 年代の調査研究及び提言活動
2021 年 10 月号	リース事業協会 50 年史 V - 2010 年代 変化への対応 -

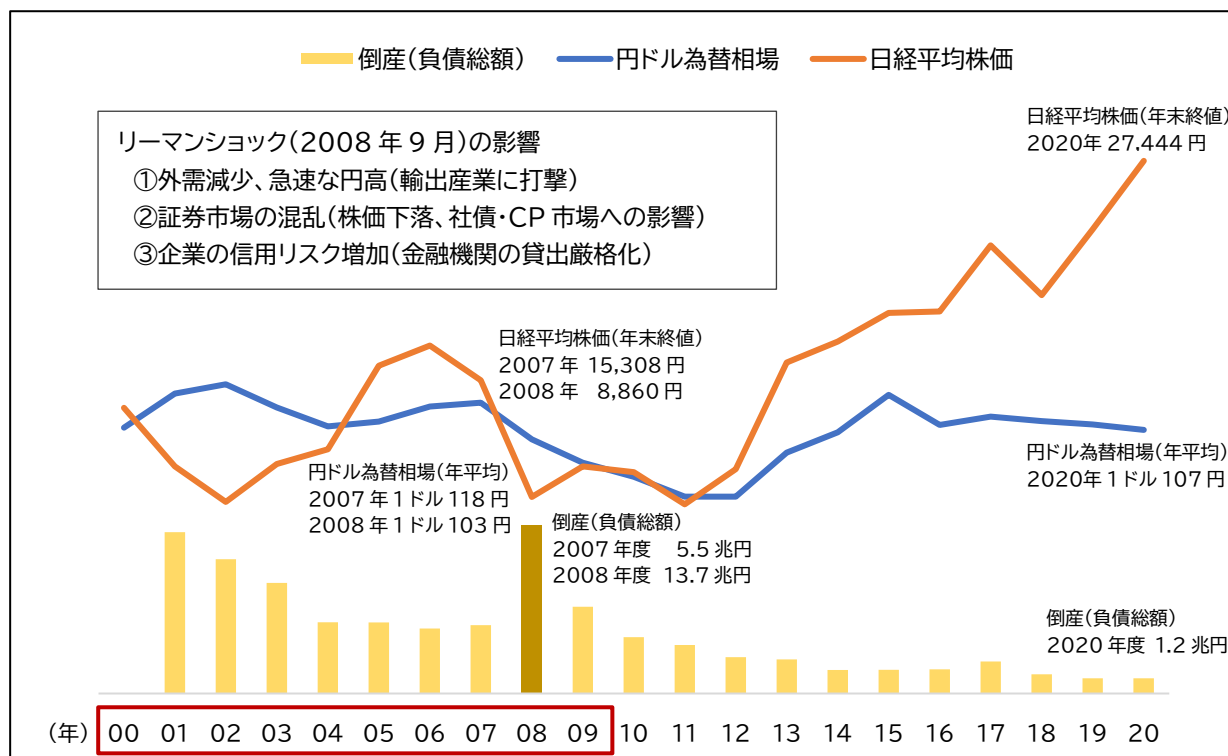
【凡例】

- ①組織名や会社名は当時の名称で表記します。
- ②個人の敬称は「氏」または当時の役職で表記します。
- ③株式会社等の表記は省略します。
- ④リース関連用語は、できる限り一般的な用語で表記します。なお、用語の意味は以下のとおりです。
 - ユーザー：リース物件の使用者です。
 - リース：ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを包含します。
 - ファイナンス・リース：全額回収及び中途解約禁止の要件を満たすリースです。FL と略して表記する場合があります。
 - オペレーティング・リース：ファイナンス・リース以外のリースです。OL と略して表記する場合があります。
- ⑤年月日は西暦で表記します。
- ⑥当協会の刊行物や統計調査資料を引用する場合は、出典の記述を省略します。
- ⑦資料等の原文を掲載する場合は、原文のままで掲載します。

1. 時代背景

2000年代のわが国経済を総括すると、緩やかなデフレの状態が続く中、戦後最長の「いざなみ景気」の後、2008年9月のリーマンショック¹により急速な景気の悪化に見舞われました（図表2・図表3参照）。

図表2 経済指標の推移（2000年度～2020年度）



注) 円ドル為替レート(年平均値)は日本銀行調査、日経平均株価(各年最終日の終値)は日本経済新聞社「ヒストリカルデータ」、倒産(負債総額)は帝国データバンク調査に基づき作成しました。

図表3 2000年代の経済状況

緩やかなデフレ状況				
景気拡張期 (IT景気)	景気後退期 (IT不況)	景気拡張期 (いざなみ景気)	景気後退期 (リーマン不況)	景気拡張期 (エコ景気)
1999年1月～ 2000年11月 (22か月)	2000年11月～ 2002年1月 (36か月)	2002年1月～ 2008年2月 (73か月)	2008年2月～ 2009年3月 (13か月)	2009年3月～ 2012年3月 (36か月)
・ IT関連投資及びその生産設備投資の増加	・ IT機器の需要減少、IT企業の業績悪化	・ 戦後最長の景気回復(実感なき景気回復) ・ 外需増加	・ アメリカの景気後退後、2008年9月のリーマンショックによる世界同時不況 ・ 外需減少	・ 海外景気の持ち直し、補助事業(エコポイント、エコカー補助金等)による個人消費回復

注) 内閣府「年次経済報告」、「景気基準日付」等を参考に作成しました。

¹ リーマンブラザーズ(大手投資銀行)の倒産に起因し、金融不安が生じました。株価の大幅な下落が生じ、企業信用が縮小しました。

2. リース取引の状況

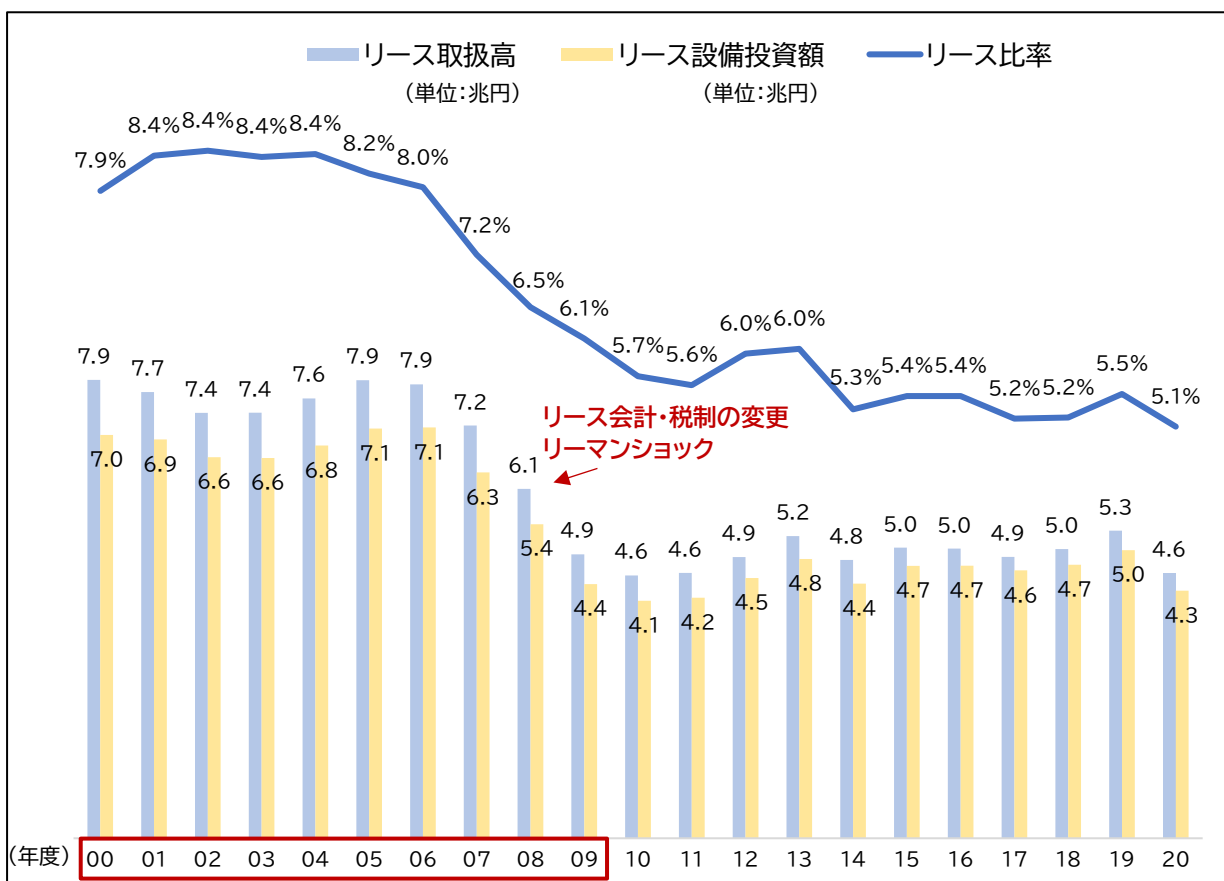
(1) リース取扱高

2000年代のリース取扱高（国内・単体ベース）²は、2007年度まで7兆円台で推移していましたが、2008年度と2009年度に大きな落ち込みを示し、民間設備投資に占めるリースによる設備投資の割合³（以下「リース比率」といいます。）も低下しました（図表4参照）。

この要因として、リース会計・税制の変更（後述）によるリース需要の減退、リーマンショックによる設備投資の減少が挙げられます。

当時は、戦後最長の景気拡張期である「いざなぎ景気」の後半期であり、企業の設備投資も減少傾向にありましたが、民間設備投資額とリース取扱高の前年同期比の伸び率を比較すると、リース会計・税制の変更が公表された2007年3月以後、リース取扱高の伸び率が明らかに低下しています。一部の企業でリースの利便性が低下することを予見してリースの利用を中止または縮小したと考えられ、リース会計・税制の変更がリースの需要動向に負の影響を及ぼしました（図表5・図表6参照）。

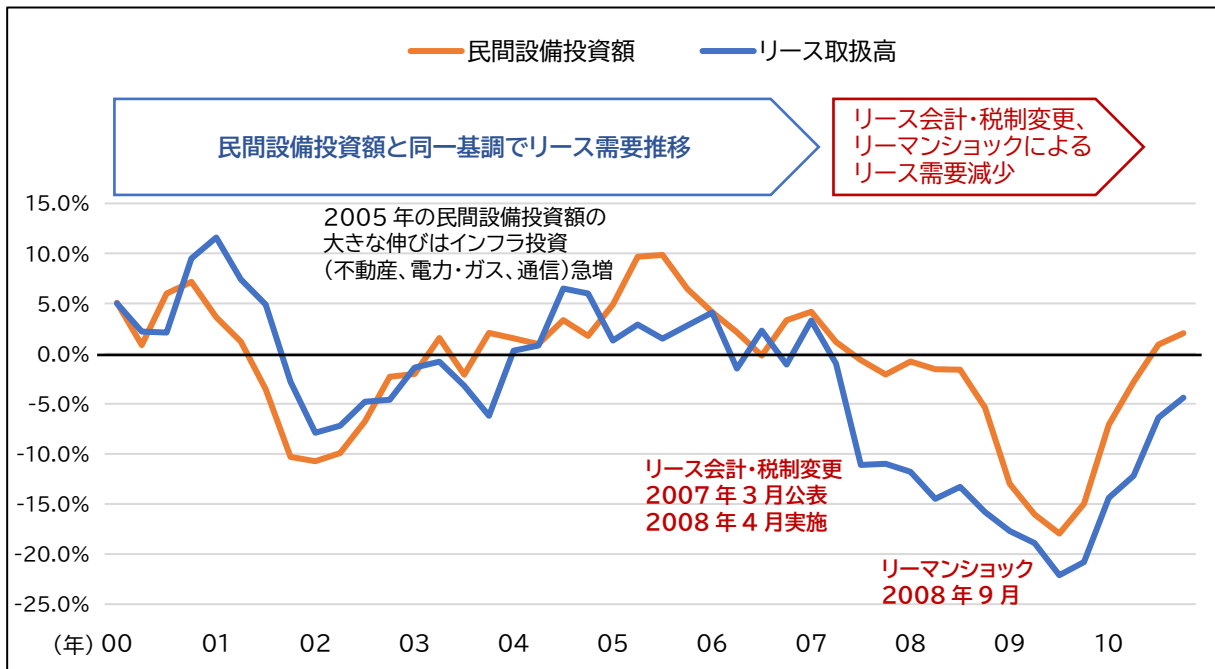
図表4 リース取扱高・リース設備投資額・リース比率の推移（2000年度～2020年度）



² 調査対象期間（年度）における新規リース契約のリース料総額（消費税は含みません。）を意味します。所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの計数であり、所有権移転ファイナンス・リースの計数は含まれていません。リース開始日ベースで計上しています。

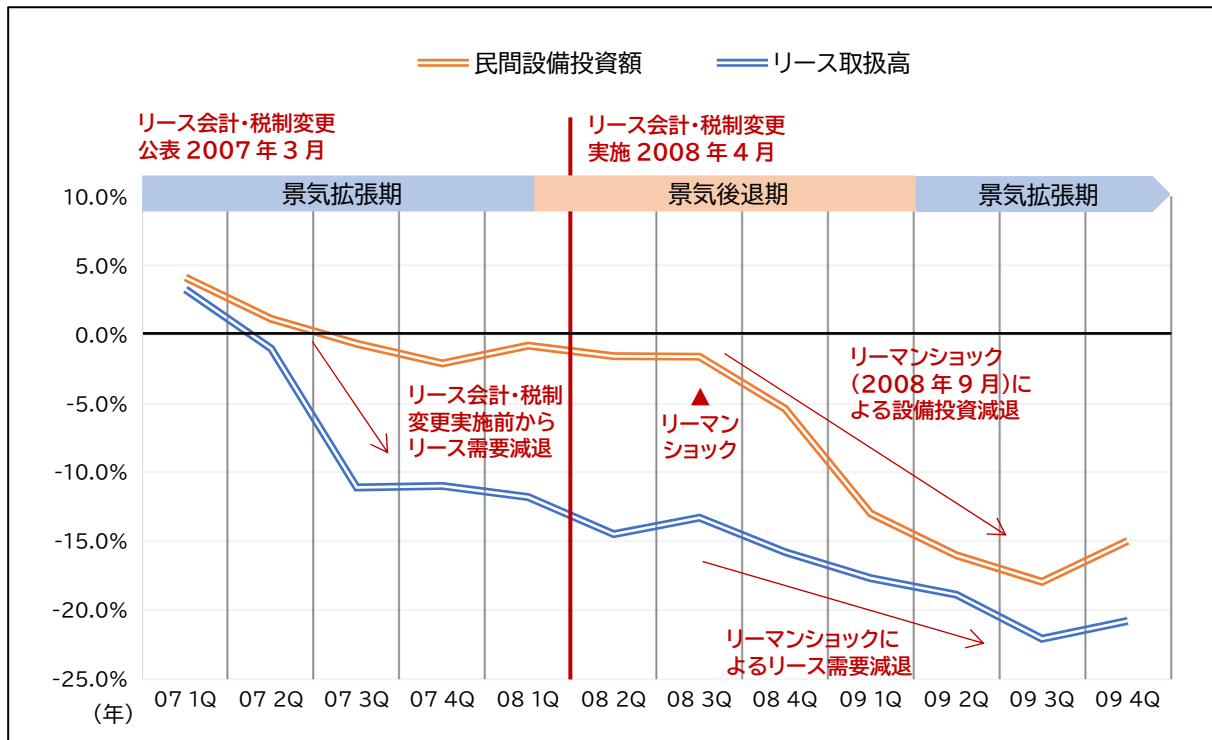
³ 内閣府 GDP 統計の民間設備投資額を分母、リース設備投資額を分子として算出しています。

図表5 四半期ベースの民間設備投資額とリース取扱高の前年同期比推移



注) 民間設備投資額は内閣府 GDP 統計 (名目ベース) を使用しています。

図表6 四半期ベースの民間設備投資額とリース取扱高の前年同期比推移 (2006年第1四半期~2009年第4四半期)



注) 民間設備投資額は内閣府 GDP 統計 (名目ベース) を使用しています。

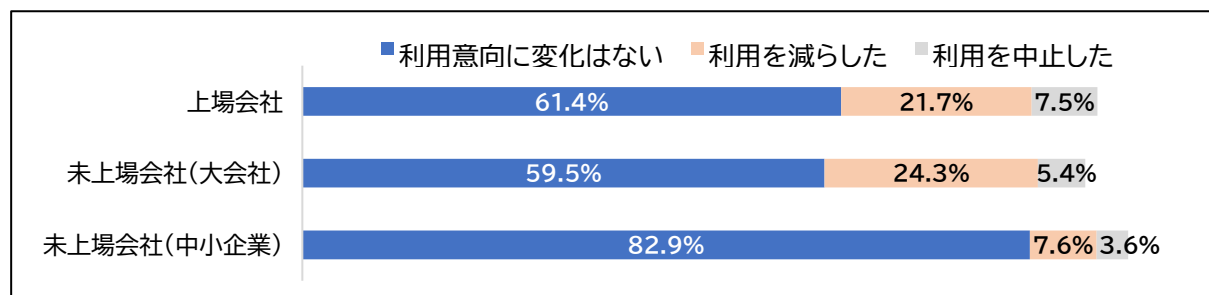
(2) リースの利用意向の変化

当協会では、わが国企業におけるリース利用の実態及びリースの需要動向等を確認するため、企業を対象とした「リース需要動向調査」を定期的の実施していますが、2010年に実施した調査（以下「2010年調査」といいます。）において、所有権移転外ファイナンス・リース取引⁴の利用意向及びメリットの変化を調査しました。

この結果、「利用意向に変化はない」とする回答が多くなったものの、上場会社及び未上場会社（大会社⁵）の3割が「利用を減らした」または「利用を中止した」と回答しており、リース会計・税制の変更によって、上場会社及び未上場会社（大会社）におけるリースの利用意向に負の変化を及ぼしました（図表7参照）。

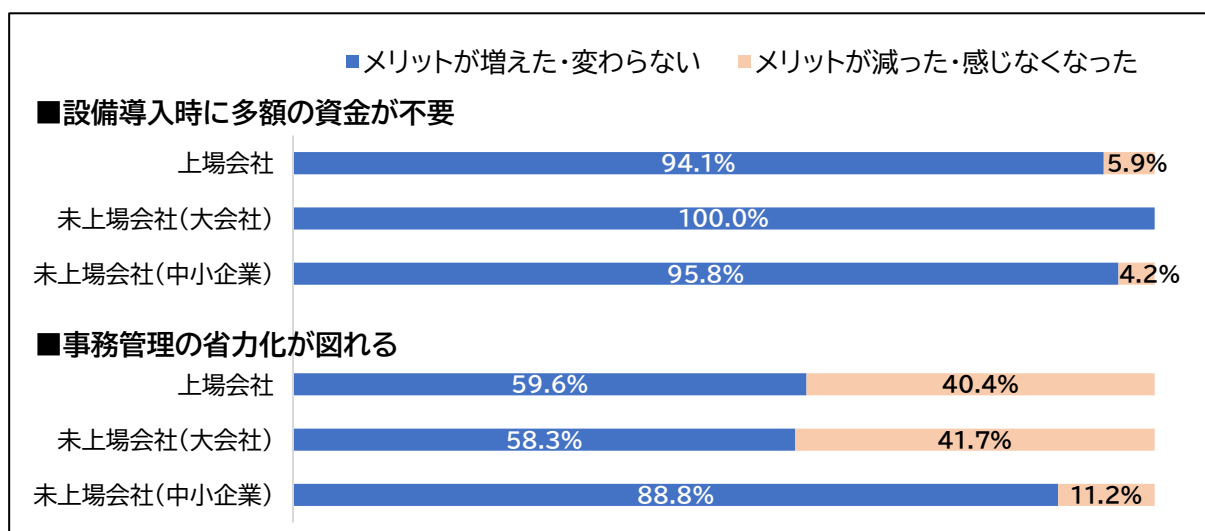
リースの利用を減らした、あるいは、中止した理由は、リース会計・税制変更によって、所有権移転外ファイナンス・リースがオンバランス化されたことにより、リースの事務管理の省力化メリットが大きく減少したことが挙げられます（図表8参照）。

図表7 所有権移転外ファイナンス・リースの利用意向の変化



注) 本設問は複数回答となっておりますが、他の設問（少額設備のみに利用を限定等）は割愛していません。このため上記図表の構成比の総和は100%となりません。

図表8 所有権移転外ファイナンス・リースのメリットの変化



⁴ ファイナンス・リースのうち、所有権が借手に移転しない取引を意味します。わが国のファイナンス・リースの多くが所有権移転外ファイナンス・リースに該当します。

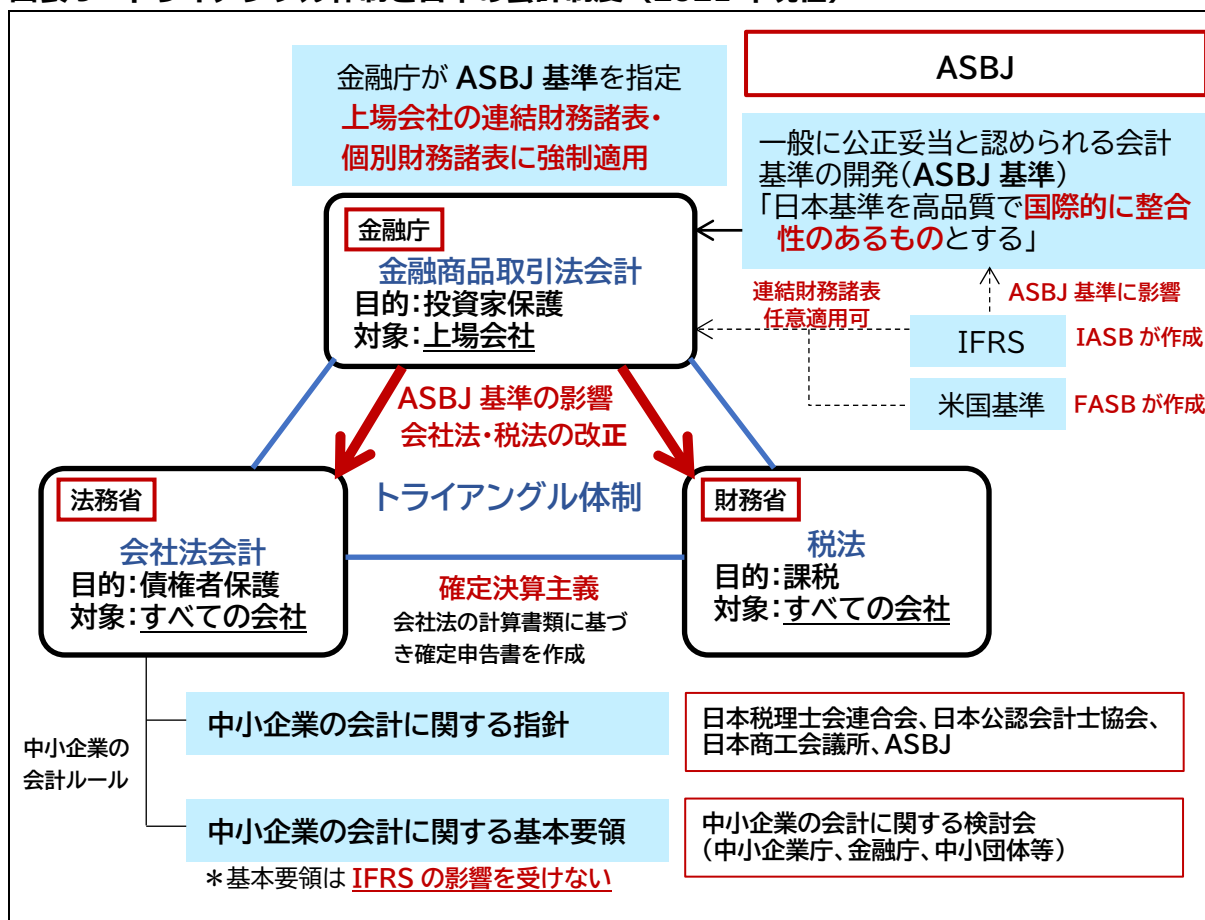
⁵ 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社を意味します。会計監査人の設置が義務付けられています（会社法第328条）。会計監査人は、公認会計士または監査法人とされています（会社法第337条）。

3. リース会計・税制の変更

(1) トライアングル体制

わが国の会計制度及び税制は、トライアングル体制と言われており、会計制度と税制が密接な関係にあります（図表9参照）。わが国の会計基準の設定は、2000年代以降、民間団体が設立した企業会計基準委員会⁶（以下「ASBJ」といいます。）が中心的な役割を担い、わが国の会計基準を国際的な会計基準であるIFRS⁷と調和をさせていく方向で会計基準の開発が進められています。このことにより、IFRSがわが国の会計制度や税制に大きな影響を与えることとなり、2008年のリース会計・税制の変更において、これが端的に現れました⁸。

図表9 トライアングル体制と日本の会計制度（2021年現在）



注) FASB : Financial Accounting Standards Board (米国財務会計基準審議会)

⁶ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発等を行うため、2001年に日本経済団体連合会、日本公認会計士協会等の民間10団体が財務会計基準機構を設立し、その下に、企業会計の基準等を開発する企業会計基準委員会（Accounting Standards Board Japan）が設置されました。

⁷ International Financial Reporting Standards（国際財務報告基準）の略称です。民間の組織であるIASB（国際会計基準審議会）が開発しています。

⁸ 国際会計基準IAS第17号「リース」（1982年）は、ファイナンス・リースをオンバランス、オペレーティング・リースをオフバランスとしていました。

(2) 変更の概要

ASBJは、2007年3月30日、改正した「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」といいます。）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を公表しました。

これにより、2008年4月1日以後に開始する事業年度から、改正前のリース会計基準（1993年）で認められていた所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランス（賃貸借処理）が廃止され、借手側がリース資産をオンバランス（売買処理）することとなりました（図表10参照）。会社法会計においても、会社計算規則が改正され、オンバランスに必要な規定が設けられました。

リース税制についても、リース会計基準と合わせて、所有権移転外ファイナンス・リースを所得計算上、「売買」とする法人税法等の改正が行われ、2008年4月1日以後に締結する契約に適用されることとなりました。

これらの影響により、特に上場会社及び未上場会社（大会社）において、所有権移転外ファイナンス・リースの利便性が大きく損なわれることとなりました（図表11参照）。

一方、未上場会社（中小企業）は、会計上⁹、所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランス処理が認められていますが、税法上は「売買」であり、オフバランス処理した場合に、リース会社に支払う賃借料を「減価償却費」とみなして処理するとされました（図表12参照）。

図表10 リース会計基準変更によるバランスシートの変化

	ユーザー(借手)	リース会社(貸手)																
旧リース会計基準	<table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>FL リース資産</td> <td>FL リース債務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> </table> <p>所有権移転外 FL・OL オフバランス</p> <p>*原則として FL はオンバランス</p>	資産	負債	FL リース資産	FL リース債務		資本	<table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>FL リース債権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有権移転外 FL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>OL 固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> </table> <p>*原則として FL はリース債権計上</p>	資産	負債	FL リース債権		所有権移転外 FL		OL 固定資産			資本
資産	負債																	
FL リース資産	FL リース債務																	
	資本																	
資産	負債																	
FL リース債権																		
所有権移転外 FL																		
OL 固定資産																		
	資本																	
ASBJ リース 会計基準 (現行)	<table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>所有権移転・ 移転外 FL リース資産</td> <td>所有権移転・ 移転外 FL リース債務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> </table> <p>OL オフバランス</p> <p>*1 契約 300 万円以下等の所有権移転外 FL はオフバランス可</p>	資産	負債	所有権移転・ 移転外 FL リース資産	所有権移転・ 移転外 FL リース債務		資本	<table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>負債</td> </tr> <tr> <td>所有権移転 FL リース債権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有権移転外 FL リース投資資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>OL 固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本</td> </tr> </table> <p>*リース債権・リース投資資産は流動資産</p>	資産	負債	所有権移転 FL リース債権		所有権移転外 FL リース投資資産		OL 固定資産			資本
資産	負債																	
所有権移転・ 移転外 FL リース資産	所有権移転・ 移転外 FL リース債務																	
	資本																	
資産	負債																	
所有権移転 FL リース債権																		
所有権移転外 FL リース投資資産																		
OL 固定資産																		
	資本																	

⁹ リース会計基準は強制適用されません。中小企業は、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」（会社法第431条）とされていることを踏まえ、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に基づき会計処理を行います。

図表 11 所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理の比較（借手側）

	オンバランス	オフバランス
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・リース開始時にリース資産・リース債務計上（計上額の算定） ・リース資産の減価償却を実施、リース債務を減額 	-
損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料を「リース債務の返済額」と「金利相当額」に分解（金利を使用した割引計算で算出） ・「リース資産の減価償却費」と「金利相当額」を費用計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料として支出した額を費用計上

図表 12 上場会社・未上場会社のリース会計・税制の適用関係（借手側）

会社の区分	会計	税制
上場会社	<p>リース会計基準強制適用</p> <p>FL オンバランス OL オフバランス</p> <p>* 金融商品取引法（第 193 条）、財務諸表等規則、企業会計審議会が公表した会計基準、ASBJ が開発した会計基準に基づき作成。</p>	<p>法人税法 （すべての会社に一律適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>所有権移転外 FL は売買があったものとして所得計算（リース資産の減価償却費とリース料の利息相当額の費用処理）</p> <p>所有権移転外 FL をオフバランスした場合のリース料は「みなし減価償却費」</p> </div>
未上場会社 （大会社）	<p>リース会計基準適用</p> <p>FL オンバランス OL オフバランス</p> <p>* 会社法、会社計算規則において、適用する会計基準の定めはないが、実態として金融商品取引法と同一の会計基準が用いられている。</p>	
未上場会社 （中小企業）	<p>一般的には、公正妥当な会計基準として以下の①または②を適用</p> <p>① 中小企業の会計に関する指針</p> <p>FL オンバランス、オフバランス可 OL オフバランス</p> <p>② 中小企業の会計に関する基本要領</p> <p>FL オフバランスまたはオンバランス OL オフバランス</p>	

(3) リース会計変更の経緯

当協会は、ASBJの所有権移転外ファイナンス・リースのオンバランス化の検討に対し、わが国経済への負の影響を強く懸念し、歴代の会長及び会計税制委員会が中心となって、ASBJ及び関係者に対する提言活動を行いました。

① 検討開始・中間報告（2001年11月～2004年3月）

ASBJのテーマ協議会¹⁰は、2001年11月、ASBJに対して、「所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランスは、国際的には例のない会計処理にもかかわらず、わが国における実務では主流となっている。このようなオフバランスは、固定資産の減損会計導入時に障害になることも予想され、会計処理の再検討が必要である。」と提案しました。

ASBJは、プロジェクトチームを設置して、2002年6月から7月にかけて所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランスの廃止に向けた検討を開始し、同年7月にリース会計専門委員会¹¹が設置されました。当協会は、同専門委員会に委員を派遣するとともに、当協会の見解（所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランスの維持）をより一層審議に反映させるためオブザーバーを派遣しました。

ASBJ及びリース会計専門委員会の審議が膠着化する中で、ASBJは、2004年3月、「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」（以下「中間報告」といいます。）を公表しました。

中間報告では、所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランスの存続・廃止の両論が併記され、合意形成が難しい状況にあるため、ASBJにおける審議を一時的に中断し、「実際にリースビジネスを営む関連業界（補注：当協会）に対して、解決の方向性を、当委員会（補注：ASBJ）における審議の趣旨を踏まえた上で検討することを依頼し、おおむね1年を目途に検討の状況の報告を受けることとした。当委員会（補注：ASBJ）では、合意形成可能な方策が見出されることを期待し経過を見守るとともに、その検討の場にオブザーバーとして参加する。」ことが示されました。

② 当協会の検討・検討状況報告（2004年4月～2005年3月）

当協会はASBJの検討依頼を受けて、2004年4月、「リース会計実務研究会」（以下「研究会」といいます。）を設置し、リース会計基準に関する検討を行いました。

研究会は、「リース取引は賃貸借である。」との基本的認識に立脚して、わが国ファイナン

¹⁰ ASBJに対して検討テーマを提言する機関です。ASBJとは独立した組織と位置付けられています。ASBJにおいては、「テーマ協議会の提言を尊重するものの、ASBJとして独自に審議・会計基準の開発を判断する。」とされていました（財務会計基準機構 松山雅胤理事「財務会計基準機構と企業会計基準委員会」（本誌2002年2月号）。その後、財務会計基準機構のASBJに対する監督を強化するため、2007年、テーマ協議会は廃止され、基準諮問会議が設置されることとなりました。基準諮問会議はASBJの審議テーマ、優先順位等を審議するとされました。ASBJは、基準諮問会議から審議テーマまたは優先順位等の提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定するとされています。一方、ASBJが基準諮問会議に対し、審議テーマについての検討を要請することもでき、緊急性がある等の場合は、ASBJの審議において審議テーマを決定することもできるとされています（ASBJホームページより）。

¹¹ 専門事項を調査・審議する委員会です。

ス・リースの経済的実質、IASB におけるリース会計見直しの動き¹²、わが国会計基準と税制との調整等の検討を行うとともに、諸外国のリース取引及び会計制度の実態を調査しました。

当協会は、研究会の検討成果を踏まえ、2005 年 3 月、ASBJ に対し、「現行リース会計基準は、リース取引の経済的実質を最も適切に開示するものであって、詳細な注記によりステークホルダーに有用な会計情報が十分に提供されている。現行リース会計基準と異なる考え方を検討したが、いずれも問題点がある。リース取引への影響を考慮し、重要性、実務面、中小企業への適用などの諸点についても、十分な議論が必要であり、今後も、リース取引当事者はじめ関係者とさらに幅広い議論を行い、協議を重ねることが必要である。」旨の検討状況を報告しました。

③ASBJ 検討再開・基準公表（2005 年 8 月～2007 年 3 月）

ASBJ は、当協会の検討状況報告を受けて、2005 年 8 月、リース会計基準の見直しに関する検討を再開し、ASBJ から今後の方向性として、次の 3 点が示されました。

- a) 今後の審議は ASBJ で行い、リース事業協会への検討の依頼は行わない。
- b) 所有権移転外ファイナンス・リースについて、オンバランスとオフバランスを選択できる現行リース会計基準を存続・維持するというリース事業協会の主張には同意できない。
- c) オンバランスに一本化することを念頭に検討を進める。

当協会は、この方向性に対して、慎重に審議する旨を強く提言するとともに、同年 10 月に開催した臨時理事会において、当協会の考え方を確認した上で、引き続き、ASBJ のリース会計専門委員会に委員及びオブザーバーを派遣することとしました。

その後、ASBJ において、所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランスの廃止に向けた検討が進められ、2006 年 7 月、所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランスの廃止を含む ASBJ 試案¹³「リース会計基準（案）」、「リース会計基準適用指針（案）」が公表され、コメントの募集が行われました。これに対し、当協会を含む 115 社・団体、個人 36 名からコメントが提出されました。

ASBJ は、所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランス廃止に反対する旨のコメントが多数寄せられたものの、オフバランス廃止の方針を堅持し、同年 12 月、所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランス廃止及び適用時期を 2008 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度とする内容の公開草案「リース会計基準（案）」、「リース会計基準適用指針（案）」を公表し、コメントの募集を行いました。

当協会は、引き続き、オフバランスの維持を提言するとともに、適用時期の 1 年延長等を提言しましたが、ASBJ は、適用時期を変更することなく、2007 年 3 月、「リース会計基準」、「リース会計基準適用指針」を公表しました。

¹² すべてのリースを借手側がオンバランスする検討が始まっていました。詳細は本誌 10 月号に掲載する「リース事業協会 50 年史 V」で説明します。

¹³ 所有権移転外ファイナンス・リースのオフバランスの廃止は、「税制と密接に関係するため、関係省庁をはじめ関係者で税制上の取扱いが検討されるもの」として、公開草案と異なり、適用時期を定めずに公表されました。

④財務諸表等規則・会社計算規則改正（2007年4月～2007年8月）

金融庁において、金融商品取引法に基づき、ASBJのリース会計基準の指定手続きが進められ¹⁴、財務諸表等規則の改正（2007年4月）、事務ガイドライン¹⁵（2007年8月）により、上場会社は、2008年4月1日以後に開始する事業年度からリース会計基準の適用が義務付けられることとなりました。

また、法務省において、2007年4月、会社計算規則の改正が行われ、所有権移転外ファイナンス・リースのオンバランスに必要な規定が設けられました。

⑤中小企業の会計に関する指針の改正

2005年4月、ASBJ、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所の4団体は、会社法で導入された会計参与¹⁶が中小企業の計算書類を作成するに当たり、拠ることが望ましい会計処理として、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」といいます。）を公表しました。

ASBJの検討において、リース会計基準の中小企業への適用が論点の一つとなっていました。2008年5月に改正された中小会計指針では、所有権移転外ファイナンス・リースについて、原則オンバランスとしつつ、オフバランスが認められており、オフバランスする場合は、未経過リース料を注記することが規定されています。

¹⁴ 上場会社は、「貸借対照表等は内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」（金融商品取引法第193条）とされていますが、ASBJの作成する企業会計基準であって金融庁が指定したものは、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（これらを「財務諸表等規則」といいます。）等により、公正妥当な企業会計基準として取り扱われます。

¹⁵ ASBJが開発した会計基準ごとに事務ガイドラインが発出されていました。2009年12月21日、会計基準の指定に関する事務ガイドラインが全廃され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」（金融庁告示）により会計基準を指定することとなり、この告示において、リース会計基準が指定されています。これ以降、ASBJの開発した会計基準等は、この告示の改正により指定されています。

¹⁶ 中小企業の計算関係書類について記載の正確さに対する信頼を高めるための制度です。会計参与は、会計に関する専門家（税理士・公認会計士）であり、取締役と共同して計算関係書類を作成するとともに、その計算関係書類を会社とは別に備え置き、会社の株主・債権者の求めに応じて開示することなどが職務です（会社法第374条等）。現在、会計参与を設置している中小企業数は不明ですが、中小企業庁の資料によれば、2010年時点で2,000社程度と推測されています。

(4) リース税制変更の経緯

① 税制改正大綱

ASBJにおいて、リース会計基準の見直しの検討が進む中、2007年度税制改正¹⁷の検討において、リース税制の取扱いが論点となりました。

当協会は、2006年9月、リース税制の維持（所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理）を関係方面に対し強く提言しました。

また、経済産業省の税制改正意見においても、適切な税制上の措置が講じられない場合、リースのメリットが失われることを懸念され、「適切な税制上の措置を講ずる。」旨が盛り込まれ、日本経済団体連合会においては、「わが国産業の競争力や会計と税務の二重管理の要否、企業実務に与える影響などを十分に踏まえ対応を図るべきである。」とする意見書が作成されました。

その後、財務省は、「税制においても取引の経済的実態に合った処理とすべきという点では企業会計の考え方と異なることはなく、また、所有権移転外ファイナンス・リースは経済的実態が売買取引と同様であるという認識にも相違はないことから、企業会計における見直しを契機として、所有権移転外ファイナンス・リースについても売買取引に準じた処理とする。」¹⁸との考え方により、関係者間でリース税制に関する調整が進められ、経済産業省から当協会に対して、リース税制に関する調整案が示されました。

当協会は、臨時理事会（同年11月、12月）を開催して、調整案を審議し、当協会の見解を経済産業省に伝えましたが、最終的に、ASBJのリース会計基準（案）に合わせる内容でリース税制の改正が進められることとなり、同年12月、自由民主党の「2007年度税制改正大綱」に、所有権移転外ファイナンス・リースを「売買」とする旨が盛り込まれました。

政府は、2007年1月、自由民主党の税制改正大綱を踏まえた税制改正大綱を決定し（図表13参照）、法人税法等の改正案が国会で審議され、法人税法等の改正法及び関係政令は同年3月に公布されました。

中小企業等が所有権移転外ファイナンス・リースを賃貸借処理した場合は、ユーザーが支払うリース料は減価償却費とみなして取扱うことが税制改正大綱で示され、その後、減価償却費の申告明細書に記載する必要がないことが明らかにされたことから、法人税に係る経理処理において、賃貸借処理と大きく異なることがない取扱いとされました。

¹⁷ 税制改正は、与党税制調査会が関係省庁及び関係団体から提出された税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて、政府の税制改正大綱が閣議決定され、法人税法等の改正案が国会で審議されるプロセスで決定されます。

¹⁸ 財務省「平成19年度税制改正の解説」

図表 13 政府 2007 年度税制改正大綱・リース部分要旨

3 リース取引関連税制

ファイナンス・リース取引（資産の賃貸借で、賃貸借期間中の契約解除が禁止されており、かつ、賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担する等の要件を満たすものをいう。）のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）について、次の措置を講ずる。

- (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなす。
- (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法（リース期間を償却期間とする定額法をいう。）とする。なお、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱う。
- (3)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額（以下「リース利益額」という。）のうち、受取利息と認められる部分の金額（リース利益額の 100 分の 20 相当額）を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする。
(注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用する。
- (4)平成 20 年 3 月 31 日以前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同年 4 月 1 日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。
- (5)リース税額控除制度を廃止する等、所要の規定の整備を行う。

②消費税の取扱い

リース税制の変更により、所有権移転外ファイナンス・リースは「売買」とされましたが、消費税の取扱いにおいても、資産の譲渡（売買）とされたことにより、リース開始時にリース料総額に係る消費税の課税関係が生じ、リース料の支払いの有無に関わらず、ユーザーの仕入税額控除¹⁹の計算上、リース開始時にリース料総額に係る消費税全額を仕入税額控除（一括控除）するとされました。

当協会は、中小企業等のユーザーが賃貸借処理をした場合に、毎月支払うリース料に係る消費税を仕入税額控除（分割控除）することが一般的であり、ユーザーの経理処理及び消費税の納税計算に混乱が生じることを強く懸念し、リース税制に関する調整案が示された段階において、経済産業省に対して懸念を伝え、特段の措置を強く要請しましたが、リース税制の調整が進められている中で、その要請は受け入れられませんでした。

2008 年 4 月以後、リース会計・税制の変更が実施されましたが、当協会の懸念通り、新たに契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リースを賃貸借処理した場合の消費税の取扱いで混乱が生じました。その結果、ユーザー・税理士等の強い要請もあり、当協会は国税庁と協議し、2008 年 11 月、国税庁から分割控除を認めることが示されました。

¹⁹ 事業者は、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を差し引いて消費税を納税します。

③固定資産税の取扱い

リース会計・税制の変更により、リース会社のバランスシートにおいて、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産が固定資産に計上されず、リース投資資産（流動資産）として計上されることとなりましたが、固定資産税の取扱いが論点の一つとなりました。

固定資産税は、償却資産（動産）の所有者に課税され（地方税法第 343 条）、所有者が地方公共団体に申告・納付する制度であるため、リース会計・税制の変更に関わらず、リース資産の所有者であるリース会社が固定資産税の納税義務者になると考えられますが、固定資産税の課税対象外となる少額資産について、法人税の取扱い²⁰と関連することから総務省と当協会との間で協議をしました。

この結果、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産の納税義務者は、引き続き、その所有者であるリース会社であることを確認するとともに、リース会社における少額資産の管理が的確に行われていることを理解いただき、20 万円未満のリース資産を固定資産税の課税対象外とする取扱いとなりました（地方税法施行令第 49 条）。

(5) リース会計・税制変更への対応

2008 年 4 月からリースの会計・税制が大きく変更され、その内容がリースのパラダイムシフト²¹と言うべきものであったため、当協会は、ユーザーやリース会社に混乱が生じないように、広報活動や実務対応に関する調査研究を行い、その成果を広く社会に公表しました（図表 14 参照）。

図表 14 リース会計・税制変更に関連する広報活動・調査研究成果（例）

<p>(パンフレット)</p> <ul style="list-style-type: none">・新リース会計・税制のご案内（2007 年 9 月、2008 年 11 月改版）・賃貸借処理した場合のリース取引の消費税の取扱い（2008 年 11 月） <p>(リース会計税制に関する Q&A)</p> <ul style="list-style-type: none">・リースを利用される方のためのリース会計税制 Q&A（2007 年 8 月、2010 年 1 月最終改正）・リース取引の税務上の取扱いに関する Q&A【法人税編】（2008 年 7 月、2010 年 1 月最終改正）・リース取引の税務上の取扱いに関する Q&A【消費税編】（2008 年 7 月、2009 年 11 月最終改正） <p>(リース会社の会計処理)</p> <ul style="list-style-type: none">・リース会社における金融商品取引法に基づく開示モデル（1991 年 2 月、2008 年 6 月改正）・リース会社における主要な会計処理と計算書類開示（1976 年 2 月、2009 年 1 月改正）

注) 上記資料は当協会ホームページ「調査研究・提言」「リースの会計税制」ページで公表しています。

²⁰ 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産が少額資産に該当する場合、リース税制変更前は、リース資産の所有者であるリース会社において、損金経理要件を満たした上で、取得価額が 10 万円未満の場合は一括損金算入、20 万円未満の場合は 3 年均等償却を選択できました。損金経理をした固定資産（リース資産）は固定資産税の課税対象外とされていましたが、リース会計・税制の変更により、リース会社において、少額資産の損金経理ができなくなりました。

²¹ paradigm shift、概念が劇的に変化することです。

4. 2000年代の調査研究及び提言活動

当協会は、2000年代に以下の調査研究及び提言活動を行いました（図表 15 参照）。

図表 15 2000年代における調査研究及び提言活動

<p>(1) リース総合研究所及び資産流動化に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none">・リース総合研究所の調査研究（2004年～2012年）・資産流動化に関する調査研究（2003年～）
<p>(2) 法律</p> <ul style="list-style-type: none">・犯罪収益移転防止法への対応（2008年～）・改正薬事法への対応（2002年～）
<p>(3) 環境</p> <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化自主行動計画（2007年～2012年）
<p>(4) 自動車</p> <ul style="list-style-type: none">・登録識別情報制度導入（2006年～）
<p>(5) 小口リース問題</p> <ul style="list-style-type: none">・総点検の実施、対応策の制定（2005年～）
<p>(6) 制度</p> <ul style="list-style-type: none">・機械類信用保険制度の廃止（2003年）・リース税制変更による投資減税制度の取扱い（2008年～）

(1) リース総合研究所及び資産流動化に関する調査研究

①リース総合研究所

当協会は、2004年3月、学識経験者と連携した中長期的な調査研究をするために、リース総合研究所を設置し、そこでの調査研究成果を「リース研究」（第1号～第5号）として発行するとともに協会ホームページで公表しました（図表 16 参照）。

その後、リース総合研究所は、当協会の調査研究事業と調査研究内容が重複していることから、その役割を終えることとし、2012年に廃止されました。

②資産流動化に関する調査研究

1993年5月に設立された日本資産流動化研究所（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の指定調査機関²²）は、2003年3月に解散しましたが、当協会は、同年8月、その残余財産の一部の寄付を受けて、資産流動化に関する調査研究を実施することとし、その成果を「資産流動化調査研究報告書」として発行（2005年～2015年）するとともに、同研究所の調査研究機能を継承した流動化・証券化協議会の調査研究事業を支援しています。

²² 詳細は本誌 2021年8月号を参照してください。

図表 16 リース総合研究所の調査研究成果

掲載号	調査研究内容
<p>リース研究第1号 (2005年3月)</p>	<p>「わが国のリース会計基準をめぐる展開」 東洋大学 茅根 聡 教授 「拡大生産者責任に関する OECD ガイダンス・マニュアルについて」 学習院大学大学院 赤淵 芳宏 研究員 「知的財産に関するリースの法的側面」 西村ときわ法律事務所 寺本 振透 弁護士、齋藤 崇 弁護士 「道路運送車両法について」 高橋綜合法律事務所 山崎 真紀 弁護士 「ドイツにおけるリース会計」 筑波大学 弥永 真生 教授 「フランスにおけるリース取引の会計制度と IFRS 対応について」 九州大学 小津 稚加子 助教授</p>
<p>リース研究第2号 (2006年3月)</p>	<p>「リース会計基準の国際的動向とわが国基準改定の意味」 東洋大学 茅根 聡 教授 「循環型社会におけるリースの機能をめぐる若干の考察」 学習院大学大学院 赤淵 芳宏 研究員 「プログラム・リースをめぐる法律問題」 英知法律事務所 岡村 久道 弁護士、尾原 秀紀 弁護士 「自動車の長期レンタル契約の考察」 高橋綜合法律事務所 山崎 真紀 弁護士 「リース会計基準の変更による経済的影響」 リース会計基準改訂の影響に関する調査研究会 「わが国における会計制度のあり方と会計実務」 税理士法人坂本&パートナー 坂本 孝司 税理士 「リース会計基準の改訂と証券化への影響」 横浜国立大学大学院 高橋 正彦 教授</p>
<p>リース研究第3号 (2007年3月)</p>	<p>「リース会計基準のコンバージェンスが問いかけたもの」 東洋大学 茅根 聡 教授 「リース会計の論理と現行基準の改定動向」 関西大学大学院 加藤 久明 准教授 「循環型社会とリースの関わり」 東京大学先端科学技術研究センター 藤本 淳 特任教授 「動産の時価評価手法の調査研究について」 宮崎 源征 公認会計士</p>
<p>リース研究第4号 (2009年3月)</p>	<p>「リース会計のニューアプローチとオンバランス論理の変容」 東洋大学 茅根 聡 教授 「排出事業者の法的責任及び社会的責任」 佐藤 泉 弁護士 「自動車リース市場の中・長期予測」 矢野経済研究所 藤田 英生 研究員 「地球温暖化防止への道程」 日本総合研究所 三木 優 研究員 「リース終了物件の3R実態調査について」 環境・省資源小委員会</p>
<p>リース研究第5号 (2010年3月)</p>	<p>「「リース:予備的見解」に対するコメントレターの分析」 東洋大学 茅根 聡 教授 「リース会計基準の改定に関する国際的な動向」 関西大学大学院 加藤 久明 准教授 「リースと設備投資」 日本政策投資銀行産業調査部 加賀林 陽介 調査役 「リース政策面での活用事例について」 リース総合研究所 「リースを活用した省エネルギー設備の普及促進」 リース総合研究所</p>

注) 研究者の所属・役職はリース研究発行時のものとなります。研究者の承諾を得た調査研究成果は、当協会ホームページ「調査研究・提言」「その他調査研究」ページで公表しています。

(2) 法律

①犯罪収益移転防止法

マネー・ロンダリング(Money Laundering 資金洗浄)は、違法な行為による収益の出所を隠すことを意味します。このような行為が放置されると、犯罪による収益が将来の犯罪活動に使用されるほか、犯罪組織がその資金をもとに一般社会の経済活動に介入し重大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ロンダリングの防止は国際的な犯罪対策上の重要な課題になっています。

マネー・ロンダリング対策は、国際的な枠組みで行われており、FATF²³が策定する基準に従って実施されています。

FATFは、2003年に「40の勧告」をとりまとめ、「金融上のリース」(Financial Lease)についても、顧客の本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出の義務を課すべきとの問題提起を行いました。

わが国では、金融機関に対して、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律による「疑わしい取引の届出制度」が導入されており、また、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律により、金融機関等に対して顧客の本人確認等を義務付けていましたが、「40の勧告」を踏まえ、2007年、これらの法律を母体とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)が制定されました。

ファイナンス・リース事業者は、犯罪収益移転防止法の特定事業者として位置付けられることとなり、2008年3月以降、顧客の本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出の義務が課されることとなりました。

当協会は、法制委員会において、犯罪収益移転防止法に関する調査研究を行い、運用面に関する疑義を関係省庁に照会するとともに、2008年2月、ユーザー向け啓発パンフレット(最終改訂2016年3月)を作成・頒布して、顧客に対し、マネー・ロンダリング防止及び犯罪収益移転防止法の啓発活動を実施しました。

②薬事法改正

薬事法²⁴は、医薬品・医療機器の品質確保等を目的とする法律です。1994年の法改正時に、医療用具の賃貸業の届出制²⁵が導入されましたが、この届出は「医療用具の貯蔵、陳列その他の管理を賃貸する者が行う場合に限る。」とされ、これらを行わないリース会社は届出不要とする扱いとなっていました。

その後、2002年、医療機器の安全対策の抜本的な見直しを行うために、高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器²⁶の販売業・賃貸業の許可制度の導入等を内容とする改正が行わ

²³ Financial Action Task Force (金融活動作業部会)の略称です。わが国を含む35か国と2国際機関が参加しています。

²⁴ 2014年、法律名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正されています。

²⁵ 医療用具の販売業の届出制は、1955年の法制定当時から設けられていました。

²⁶ 高度管理医療機器は、副作用または機能障害が生じた場合において、人の生命及び健康に重大な影響を与えるものとされています(例:人工呼吸器、人工心肺装置)。特定保守管理医療機器は、保守点検が必要な医療機器とされています(X線撮影装置、超音波画像診断装置)。

れるとともに、改正された施行規則において、中古医療機器を販売する場合のメーカーへの通知義務及びメーカーからの指示事項の遵守義務等が定められ、改正法は2005年4月から施行されることとなりました。

当協会は、法制委員会及び環境・省資源委員会が合同で調査研究を行い、厚生労働省に対し、改正前と同様に、リース会社を賃貸業の許可対象外とすることを提言するとともに、リース終了物件の販売に際して、販売業の許可対象外とすることを提言しました。この提言に対して、厚生労働省は、引き続き、賃貸業は許可対象外とする方針を示しましたが、販売業は薬事法の制定時から適用除外の定めがないことから、当協会の提言は受け入れることができない旨の方針を示しました。

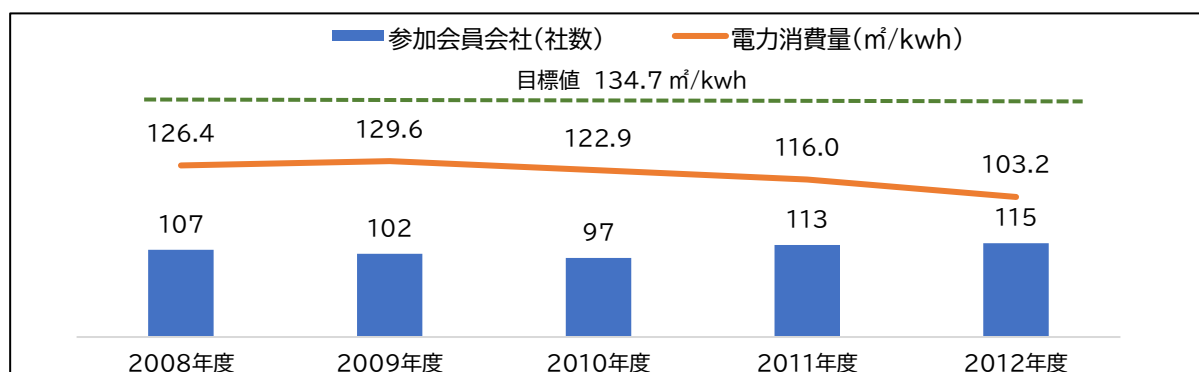
中古医療機器を販売する場合のメーカーへの通知義務及びメーカーからの指示事項の遵守義務について、不合理な運用等が行われている実態があり、当協会は、政府に対し、この規制の撤廃等を提言しています。

(3) 環境

経済・社会活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増大し、気候変動の問題がクローズアップされています。わが国産業界は、温室効果ガスの排出量削減に努めるため自主的に削減目標を策定していましたが、当協会においても、地球温暖化対策に貢献するため、2007年9月、「地球温暖化対策自主行動計画」（以下「自主行動計画」といいます。）を策定して、会員会社本社の電力消費量について、原単位ベース（本社床面積当たりの電力消費量）で基準年度（2002年度）対比3%減とする目標を設定しました。

多くの会員会社の協力をいただくことにより、上記目標は達成することができましたが（図表17参照）、2013年から、自主行動計画を発展させた「低炭素社会実行計画」を策定して、温室効果ガスの排出抑制に貢献する活動を進めています。

図表 17 自主行動計画の実施状況



(4) 自動車

自動車は、道路運送車両法に基づく登録制度（軽自動車を除きます。）により、所有者（リース会社）と使用者（ユーザー）を登録し、その情報が自動車検査証（以下「車検証」といいます。）に記載されます。

所有者・使用者のいずれかの名称または住所を変更する場合は、変更登録または移転登録を行いますが、この手続きを行うためには、車検証を陸運支局に提出して、記載事項を変更

する手続きが必要となっていました。リース会社が名称変更や住所変更する場合、ユーザーから車検証を一時的に回収することになりますが、自動車を運行する際に、車検証を備え付ける義務があることから、車検証をユーザーから回収することができず、リース会社の名称変更や住所変更は極めて困難な状況にありました。

一方、リース車両や所有権留保付割賦販売により、所有者と使用者が異なる自動車が全自動車の1/3を超える中、国土交通省において、制度の見直しが検討され、2006年、道路運送車両法の改正により「登録識別情報制度」が導入されることになりました。

この制度は、2008年11月から施行され、所有者と使用者が同一の自動車について、所有者の希望がある場合は、車検証に所有者は記載されず²⁷、変更登録等をする際は、所有者に通知される「登録識別情報」を用いて手続きを行います。このため、車検証を一時的に回収する必要がありません。

当協会は、自動車リース委員会において、本制度の調査研究を行い、国土交通省に対して提言する等の活動を行いました。

この制度が実施されたことにより、リース会社の名称変更や住所変更が円滑に行うことができるようになり、リース会社の事務負担が大きく軽減されることとなりました。

(5) 小口リース

小口リース取引²⁸においてサプライヤーの販売方法に起因する顧客の苦情が2000年代に多発し、法曹界から小口リース取引の規制法を制定すべきとの意見もありました。

当協会は、小口リース取引を行う会員会社で構成する小口提携リース協議会²⁹において、顧客の苦情の極小化に向けた対応策を検討しましたが、2005年12月、経済産業省は当協会に対して、「電話機等リース訪問販売に係る総点検等について」を発出し、小口リース取引を行う会員会社における審査体制の見直し・強化、サプライヤー管理の厳格化と不適正な販売をするサプライヤーの取引停止、当協会の苦情相談体制の強化、これらの対応の報告を求めました。

当協会は、小口リース取引に係る顧客の苦情は、リース全般の評価を著しく損ねるものであるとの認識の下、直ちに、「電話機リースに係る問題事例の解消を目指して」を策定して、経済産業省に対応策を示すとともに、小口リース取引を行う会員会社に対し、取引サプライヤーの総点検を要請しました。

その後、複写機、ソフトウェア等の小口リースの苦情が増加する中、当協会は、小口リー

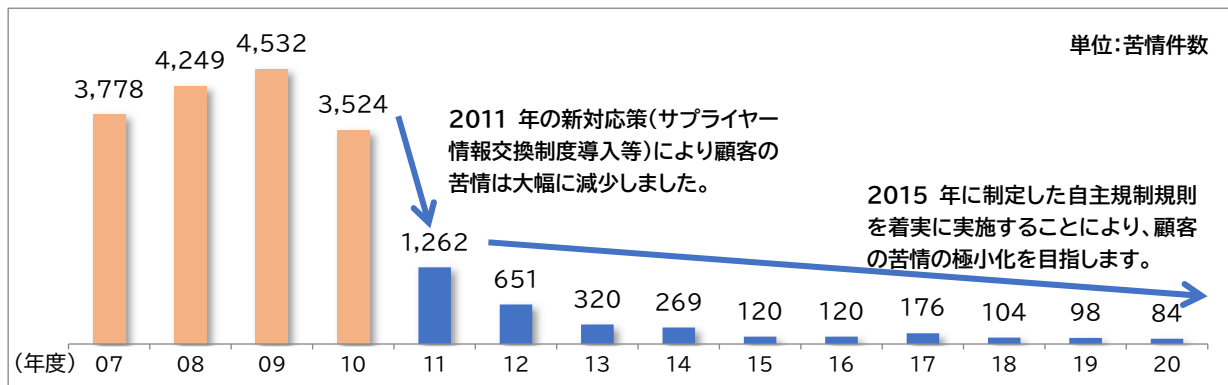
²⁷ 車検証の所有者欄は空欄となりますが、備考欄に所有者情報が記載されます。

²⁸ リース会社とサプライヤー（販売店）との間の業務提携により、専ら事業者（法人または個人事業者）を対象として、比較的少額な案件を中心に行われるリース取引のことをいいます。この取引の特徴としては、一般的には、①サプライヤーはリース会社に顧客を斡旋する、②リース会社はサプライヤーにリース契約締結に関する事務手続を行わせるなどとなっており、顧客は、顧客が事業のために使用する目的で選定した機器などについて、簡便な手続きによりリースで導入することができますという利便性が享受できます。

²⁹ 2012年5月に委員会規程が制定されたことにより、小口リース対応委員会となりました。その後、2015年1月、小口リース取引に係る自主規制規則が制定されたことに伴い、小口リース取引自主規制委員会に改組されました。

ス取引の苦情の極小化を目指した対応策を講じてきましたが、2011年11月、「サプライヤー情報交換制度」の運用を開始し、会員会社間において苦情が発生等しているサプライヤーを情報共有しています。これらの対応策をさらに強化するために、2015年1月、「小口リース取引に係る自主規制規則」を制定しました。今日では、小口リース取引に係る苦情は大きく減少しており（図表18参照）、規制法制定の動きは下火になりました。

図表 18 小口リース取引に係る顧客の苦情件数の推移



(6) 制度

①機械類信用保険の廃止

1973年に創設された機械類信用保険制度（以下「信用保険」といいます。）は、中小企業の設備近代化、新型機械のリースによる普及促進を目的としており、一定の機械類のリース契約において、リース会社が保険を付保し、ユーザーがリース料を不払いした場合に、リース会社に対し、不払い額の50%が保険金により補填される制度です。リース会社は信用保険を活用することにより、中小企業の設備近代化に貢献してきました。

信用保険の運用は、経済産業省が行っていましたが、1984年から中小企業信用保険公庫に移管され、2000年に中小企業信用保険公庫等の統合により発足した中小企業総合事業団に移管されました。保険収支（リース会社から得る保険料と支出する保険金の差額）は、バブル崩壊後の企業倒産の増加等により、1993年度以降赤字となっていました。

このような中、政府は、2001年、行政改革の一環として、特殊法人の見直しに着手し、内閣官房に行政改革推進本部を設置しましたが、信用保険を所管する経済産業省に対して、「社会経済情勢の変化等により、既に事業の意義または実績が乏しくなっている場合には、廃止を含め事業の見直しを検討する。」ことを求めました。

これを受けて、経済産業省において、信用保険の存続を検討されましたが、行政改革推進本部の事務局は「政策的必要性が乏しく、累積損失減少の措置を講じた上で廃止する。」という見解を示しました。経済産業省は、この見解を受けて、信用保険を廃止する方針を固め、信用保険の廃止が盛り込まれた関連法案が2002年12月に成立し、2003年4月1日をもって信用保険が廃止されることとなりました³⁰。

³⁰ 保険金を受け取ったリース会社は、ユーザーから破産配当等がある場合は、原則、その50%を信用保険に回収金として還元します。現在、その事務は、日本政策金融公庫が行っています。

②リース税制変更による投資減税制度の取扱い

1984年度の税制改正において、中小企業者等を対象とした「中小企業新技術体化投資促進税制」（以下「メカトロ税制」といいます。）が創設され、リース料総額の一定割合（60%）について7%の税額控除が認められることとなり（以下「リース税額控除制度」といいます。）、リース業界の長年の要望であった投資減税制度へのリース適用が実現しました。

メカトロ税制は、2002年3月末をもって廃止されましたが、メカトロ税制を契機として、その後創設された投資減税制度の多くでリース税額控除制度が採用され、2000年代においては、企業の情報通信設備の導入を支援するIT投資促進税制にリース税額控除制度が採用されました。

リース税制の変更により、所有権移転外ファイナンス・リースが売買とされたことにより、2008年度以降、リース税額控除制度が廃止されましたが、ユーザーが所有権移転外ファイナンス・リースで投資減税制度の対象設備を導入した場合、ユーザーは設備を「取得」したものととして、取得に係る税額控除を適用できることとなりました。

以上

コラム：当協会組織の紹介⑧ 小口リース取引自主規制委員会

小口リース取引自主規制委員会は、2015年1月に小口リース取引に係る自主規制規則の制定に伴い発足しました。

委員は、小口リース取引部門の責任者・管理者であり、その専門性を活かして、委員会の審議に関与いただいています。

小口リース取引は、ユーザー・サプライヤーにとって利便性の高い仕組みですが、一部のサプライヤーの不適切な販売行為により、ユーザーから苦情が生じています。

委員会では、ユーザーの苦情の極小化を目指して、委員会社が一致協力して対応しており、委員間の密な情報交換体制が構築できていると感じます。

小口リース取引は、合理的な取引である一方、取引件数が多いことから事務量も多く、今後、委員会において、事務の合理化に関する検討も進めていきたいと考えております。

委員長 上西 達也（オリックス OQL 統括室副室長）